平成２３年度第１０回医学部看護研究倫理委員会議事要旨

日　時　　平成２４年3月１３日（火）　１６時１３分～１７時３８分
場　所　　看護学科棟１階　学科長室
出席者　　内田　宏美　委員長、足立　経一　委員、三瓶　まり　委員、
　　藤田　委由　委員、飯塚　雄一　委員　及び　加藤　博康　委員
　　（６名出席）
欠席者　　秦　美恵子　委員　及び　八塔　累子　委員　　（２名欠席）
委員以外の出席者　研究申請者（大学院医学系研究科看護学専攻　学生
　　嘉藤　育子、同　玉川　優芽、看護学科臨床看護学講座　教授
　　三瓶　まり）　（３名）

本委員会は、本学医学部看護研究倫理委員会規則第５条第１項の定めるところにより成立したものである。（定足数６名以上の委員の出席　かつ　５号委員又は６号委員の出席　の要件具備。）

議　事

１．看護研究申請書の倫理審査について
１）課題名：認知症高齢者の転倒の危険性に対する看護師の判断・・・・・資料１

資料１のとおり大学院医学系研究科看護学専攻学生の嘉藤育子　氏より申請があった、上記看護研究倫理申請について、当該申請者から研究の概要等についての説明の後、各委員から同人に対しての質疑応答が行われた。
審議の結果、委員会が指摘した微細な修正事項について、委員長が訂正等を確認後、承認することとした。

２）課題名：笑いマッサージによるストレス反応への影響・・・・・・・・資料２

資料２のとおり大学院医学系研究科看護学専攻学生の玉川優芽氏より申請があった、上記看護研究倫理申請について、当該申請者から研究の概要等についての説明の後、各委員から同人に対しての質疑応答が行われた。
審議の結果、委員会が指摘した微細な修正事項について、委員長が訂正等を確認後、承認することとした。

３）課題名：冷え性改善のための足浴および手首・足首の保温による温熱効果に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４

資料４のとおり看護学科臨床看護学講座教授の三瓶まり氏より申請があった、上記看護研究倫理申請について、当該申請者から研究の概要等についての説明の後、各委員から同人に対しての質疑応答が行われた。

審議の結果、委員会が指摘した微細な修正事項について、委員長が訂正等を確認後、承認することとした。

４）課題名：基礎看護学で学生が模擬患者を演じたフィジカルアセスメント技術演習の学び（迅速審査手続）・・・・・・・・・・資料３－１～３－３

内田宏美委員長から、資料３－１のとおり看護学科基礎看護学講座准教授の津本優子氏より、「事前配付した資料３－２のとおり平成２３年１月１７日付け　通知番号第１３９番　をもって当委員会に承認された看護の研究と類型的に同視できるとみなされ得るものであるので、当委員会規則第９条第１項第２号に定める『迅速審査手続』を希望する」旨の申請があったため、同規則第９条第２項の定めるところにより審査を行った結果、本研究は、申請者の申出のとおり、『既に当委員会において承認された研究と類型的に同視できるとみなされるもの。』と判断した旨の報告があった。

他の委員から異議申立はなく、承認することとした。

２．報告事項

1)　平成２４年２月１３日開催の医学部看護研究倫理委員会の審議案件について

内田　宏美　委員長より、前回の委員会で審議した案件、

申請者：大学院医学系研究科看護学専攻　学生　　内部　孝子（うちべ　たかこ）

課題名：急性疾患治療後の高齢者の生活リズムが栄養状態に及ぼす影響

については、申請書の訂正等を確認した上で、平成２４年２月１３日付け承認の通知書を交付した旨報告があった。

2)　医学部医の倫理委員会で承認済みの研究課題に付随して看護研究を行う場合の本委員会への申請の取り扱いについて

内田　宏美　委員長から、今月の本委員会に宛てて、医の倫理委員会で承認済みの演題が申請された案件について、平成２４年２月２７日開催の当委員会・予備審査の場に

おいて、当該取扱いを審議し、「本件は、『医学部医の倫理委員会』が既に承認した「医学の研究」の一部である。『医の倫理委員会』宛てに、当該研究責任者が、医学部附属病院看護部　看護師のチームを「研究分担者」等として、追加して申請するのが適当である。したがって、当委員会へは、当該看護の研究に係る倫理審査申請は無かったものとして取り扱う。」旨の判断を下し、このことを申請者に申し付けた旨の報告が行われた。

そして、この種の申請の取扱いは、「従前のとおり、a)　プロジェクトリーダーが医師であって、その主たる研究内容が医学研究の場合は、医の倫理委員会　へ、b)　プロジェクトリーダーが看護師であって、主たる研究内容が看護研究である場合は、看護研究倫理委員会　宛て　倫理審査を申請する。」ということを確認された。

併せて、前回の議事要旨を了承した。

３．その他

1)　平成２４年度の委員会スケジュールについて

異議なく、事前配付した委員長原案のとおり了承された。

2)　次回の当委員会の開催日時について

通例どおり（＝　1)の委員長原案のとおり)、第２月曜日の、平成２４年４月９日（月曜日）１６時１５分からとした。

以上